



《会計・税務の知識》 確定申告の間違いに気付いた場合には

はじめに

平成26年度の所得税の確定申告時期も終わり、一段落されている方も多いかと思えます。

ただ、確定申告書の提出後に申告内容の誤りに気付くこともあるかと思えます。その場合には所定の手続きにより確定申告の内容を訂正する必要があります。

そこで今回は確定申告提出後に、誤りに気付いた場合の手続き及び税務上の取り扱いについて、まとめを記載いたします。

1. 手続き

確定申告書の提出後に内容の誤りに気付いた場合、申告内容を訂正する方法としましては、修正申告又は更正の請求のいずれかの手続きによることとなります。

2. 修正申告書を提出する場合

(1) 修正申告となる場合

すでに行った申告について、納付した税金が少なすぎた場合や、還付される税金が多すぎた場合には修正申告書を提出することによって申告内容を訂正することとなります。

(2) 修正申告のペナルティー

修正申告書を提出する場合には、不足している税額を納付する必要があります。修正申告の場合には、修正申告書の提出日が納付期限となります。

① 過少申告加算税

納付する税額以外に、当初税額を少なく(還付金を多く)申告していたことに対して、過少申告加算税を別途納付する必要があります。過少申告加算税は新たに納めることとなる税金の10%がかかることとなります(新たに納める税金が当初の申告税額と50万円のいずれか大きい金額を超えている部分については15%がかかります)。

ただし、税務調査を受ける前に自主的に修正申告をした場合には過少申告加算税は課されません。

② 延滞税

また、修正申告により追加で発生した税額は、期限後の納付となることから、延滞税も別途課されます。延滞税の税率は年度及び期間によって変わってきます。

例えば、平成27年1月1日から平成27年12月31日までの期間については、法定納期限の翌日から2月を経過する日までは年2.8%、それ以降は年9.1%の延滞税が課されることとなります。

(3) 住民税の取り扱い

税務署に修正申告書を提出した場合、住民税については自動的に訂正されますので、特段手続きをする必要はありません。

3. 更正の請求書を提出する場合

(1) 更正の請求となる場合

一方、納付した税金が多すぎた場合や、還付される税金が少なすぎた場合には更正の請求書を提出することによって、申告内容を訂正することとなります。

例えば、確定申告提出後に医療費控除の対象となる医療費の領収書が見つかったような場合には、更正の請求の対象となります。

更正の請求書の提出によって納めすぎの税金があると認められた場合には税金が還付されます。

(2) 更正の請求の期限

更正の請求ができる期間は原則として法定申告期限から5年以内です。

平成26年度の所得税確定申告の場合には、平成27年3月16日が法定申告期限でしたので、平成32年3月16日までは更正の請求が行えることとなります。

ただし、平成23年12月2日より前に法定申告期限が到来する所得税につきましては、更正の請求期限は法定申告期限から1年となっています。

おわりに

確定申告の提出後に申告内容の間違いに気づいた場合には、上記のような手続きにより申告内容を訂正することができます。

特に、納める税額が少なすぎたことにより修正申告の提出の対象となるような場合につきましては、過少申告加算税や延滞税などのペナルティーを少しでも減らすために、間違いに気づき次第なるべく早く行うことをお勧めします。(担当:長澤)